LIBOR の恒久的公表停止に向けた対応等に伴う
金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書等の一部改正について

Ⅰ．改正趣旨

当社の金利スワップ取引清算業務において、日本円 LIBOR の恒久的公表停止への対応を行うために、金利スワップ清算約定のうち JPY-LIBOR-BBA を変動金利の決定方法とするものについて JPY-TONA-OIS Compound に変換すること（以下「OIS 変換」という。）や、清算適格対象から JPY-LIBOR-BBA を変動金利の決定方法とする金利スワップを除外すること等にかかる所要の制度整備を行い、金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書等について、別紙のとおり所要の改正を行う。

Ⅱ．改正概要

１．OIS 変換の実施及び日本円 LIBOR の清算非適格化

（１） OIS 変換の実施

・２０２１年１２月３日の業務終了時点において存在するJPY-LIBOR-BBAを変動金利の決定方法とする金利スワップ清算約定を、当社が定めるところにより、JPY-TONA-OIS Compoundを変動金利の決定方法とする清算約定へと変更する。

（２）JPY-LIBOR-BBAの清算非適格化

・OIS変換の実施以降は、JPY-LIBOR-BBAを変動金利の決定方法とする金利スワップについて、清算非適格とする。

・ただし、２０２１年１２月３０日までは、スワップションの権利行使によって生成されるJPY-LIBOR-BBA又はJPY-LIBORを変動金利の決定方法とする金利スワップについては、清算適格とし新規の債務負担を行う。その上で、２０２１年１２月３０日の業務終了時点に存在するJPY-LIBORを変動金利の決定方法とする清算約定について、当社が定めるところにより、OIS変換を実施する。

・２０２２年１月４日以降当面の間、スワップションの権利行使によって生成されるJPY-LIBOR-BBA又はJPY-LIBORを変動金利の決定方法とする金利スワップについては、当社が定めるところにより、JPY-TONA-OIS Compoundを変動金利の決定方法とする金利スワップに変更した上で債務負担する。

（３）手数料

・手数料は以下のとおりとする。

① 残存LIBOR特別手数料

２０２１年１０月及び１１月の各月末日の終了時点で残存するJPY-LIBOR-BBAを変動金利の決定方法とする金利スワップ清算約定１件あたり５００円（ただし、クライアントには適用しない。）

② 変換手数料

（備　考）

・ 金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い（以下「ＩＲＳ業務方法書の取扱い」という。）第９条及び改正付則等

・ 金利スワップ取引清算業務に係る手数料に関する規則第５条の７及び改正付則等

OIS変換を実施した清算約定１件あたり３，５００円 ・LIBOR ライセンス手数料は廃止する。 ２．円建て金利スワップの清算対象の拡大 （１）日本円 TIBOR（D-TIBOR） 取引の残存期間の拡大 ・日本円TIBOR（JPY-TIBOR-17097及びJPY-TIBOR）の清算対象取引に係る残存期間を３０年まで拡大する。	・ＩＲＳ業務方法書の取扱い第９条等
（２） ２０２１年版 ISDA 定義集参照取引の清算適格化 ・２０２１年版ISDA定義集に基づく取引のうち、現在当社において清算対象となっている金利スワップ取引を清算対象とする。 ・清算約定に適用するISDA定義集を２００６年版ISDA定義集から２０２１年版ISDA定義集に変更する。	・ 金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書第２条等

Ⅲ．施行日

２０２１年１２月６日から施行する。（上記Ⅱ．１．（３）記載の手数料に関する改正規則については、２０２２年１月４日から施行する。ただし、①記載の手数料については２０２１年１１月１９日から施行する。）

※ ただし、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、２０２１年１２月６日以後（上記Ⅱ．１．（３）記載の手数料に関する改正規則（①記載の手数料に係るものを除く。）については、２０２２年１月４日以後）の当社が定める日から施行する。

以　上

別　紙

金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書等の一部改正新旧対照表

目　　次

	(ページ)
１．金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の一部改正新旧対照表	２
２．金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表	４
３．金利スワップ取引清算業務に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表	１０

金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の一部改正新旧対照表

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>（定義）
第２条　本業務方法書等において使用する用語は、金融商品取引法（昭和２３年法律第２５号）及びＩＳＤＡ定義集において使用される用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
（１）～（７１）　（略）
（７２）　「ＩＳＤＡ定義集」とは、ＩＳＤＡが２０２１年に公表した２０２１　ＩＳＤＡ　Ｉｎｔｅｒｅｓｔ　Ｒａｔｅ　Ｄｅｒｉｖａｔｉｖｅｓ　Ｄｅｆｉｎｉｔｉｏｎｓ（ＩＳＤＡが公表した変更、修正又は追加のうち当社が定めるものを含む。）をいう。
（７２）の２・（７３）　（略）
２・３　（略）

付　則
１　この改正規定は、令和３年１２月６日から施行する。
２　前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和３年１２月６日以後の当社が定める日から施行する。

別表
<table><tr><th>用語</th><th>条項</th><th>ＩＳＤＡ定義集</th></tr><tr><td>コンファメーション</td><td>１．１．９</td><td>Ｃｏｎｆｉｒｍａｔｉｏｎ</td></tr><tr><td>営業日</td><td>２．１．１</td><td>Ｂｕｓｉｎｅｓｓ Ｄａｙ</td></tr><tr><td>固定金利支払人</td><td>５．１．３</td><td>Ｆｉｘｅｄ Ａｍｏｕｎｔ Ｐａｙｅｒ</td></tr><tr><td>変動金利支</td><td>６．１．２</td><td>Ｆｌｏａｔｉｎｇ</td></tr></table></td>
<td>（定義）
第２条　本業務方法書等において使用する用語は、金融商品取引法（昭和２３年法律第２５号）及びＩＳＤＡ定義集において使用される用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
（１）～（７１）　（略）
（７２）　「ＩＳＤＡ定義集」とは、ＩＳＤＡが２００７年に公表した２００６　ＩＳＤＡ　Ｄｅｆｉｎｉｔｉｏｎｓ（ＩＳＤＡが公表した文書による変更、修正又は追加のうち当社が定めるものを含む。）をいう。
（７２）の２・（７３）　（略）
２・３　（略）

別表
<table><tr><th>用語</th><th>条項</th><th>ＩＳＤＡ定義集</th></tr><tr><td>コンファメーション</td><td>１．２</td><td>Ｃｏｎｆｉｒｍａｔｉｏｎ</td></tr><tr><td>営業日</td><td>１．４</td><td>Ｂｕｓｉｎｅｓｓ Ｄａｙ</td></tr><tr><td>固定金利支払人</td><td>２．１</td><td>Ｆｉｘｅｄ Ｒａｔｅ Ｐａｙｅｒ</td></tr><tr><td>変動金利支</td><td>２．２</td><td>Ｆｌｏａｔｉｎｇ</td></tr></table></td></tr>
</table>

払人		Amount Payer
契約期間	3．2．1	Term
終了日	3．1．3	Termination Date
取引日	3．1．1	Trade Date
固定金額	5．1．2	Fixed Amount
変動金額	6．1．3	Floating Amount
想定元本	4．4．2	Notional Amount
金利支払日	3．1．8	Payment Date
営業日調整	2．3．1	Business Day Convention
日数計算	4．6．1	Day Count Fraction
固定金利	5．3	Fixed Rate
変動金利	6．3．1	Floating Rate
金利更改日	6．5．5	Reset Date
変動金利の決定方法	6．5．1	Floating Rate Option
金利計算期間	6．7．4	Designated Maturity

払人		Rate Payer
契約期間	3．1	Term
終了日	3．3	Termination Date
取引日	3．7	Trade Date
固定金額	4．4	Fixed Amount
変動金額	4．5	Floating Amount
想定元本	4．7	Notional Amount
金利支払日	4．9	Payment Date
営業日調整	4．12	Business Day Convention
日数計算	4．16	Day Count Fraction
固定金利	5．2（a）	Fixed Rate
変動金利	6．2（a）	Floating Rate
金利更改日	6．2（b）	Reset Date
変動金利の決定方法	6．2（h）	Floating Rate Option
金利計算期間	7．3（b）	Designated Maturity

金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
（定義） 第２条　本規則において使用する用語は、本規則に別段の定めがある場合を除き、業務方法書において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （１）～（５）　（略） （５）の２　「２００６年版ＩＳＤＡ定義集」とは、ＩＳＤＡが２００７年に公表した２００６ＩＳＤＡ　Ｄｅｆｉｎｉｔｉｏｎｓ（ＩＳＤＡが公表した文書による変更、修正又は追加（当社が公示により定めるものを除く。）を含む。）をいう。 （６）～（９）　（略）	（定義） 第２条　本規則において使用する用語は、本規則に別段の定めがある場合を除き、業務方法書において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （１）～（５）　（略） （新設） （６）～（９）　（略）
（適格金利スワップ取引の要件） 第９条　業務方法書第２条第１項第４７号に規定する当社が定める要件は、次に掲げるすべての要件（有価証券等清算取次ぎの委託に基づいて成立する清算参加者間の金利スワップ取引及び損失回避取引については、第１号を除くすべての要件）とする。ただし、第５号ｇからｉまでに掲げる事項の取扱いは、当社が公示により定める。 （１）　ＩＳＤＡ定義集、２００６年版ＩＳＤＡ定義集又は２０００年版ＩＳＤＡ定義集に基づく金利スワップ取引であること。 （２）～（４）　（略） （５）　変動金利の決定方法が次のａからｉまでに掲げるものであり、かつ、変動金利の金利計算期間が当該ａからｉに定める期間であること。 ａ　ＪＰＹ－Ｅｕｒｏｙｅｎ　ＴＩＢＯＲ　１か月、３か月又は６か月 ｂ　ＪＰＹ－ＴＩＢＯＲ　１か月、３か月又は６か月 ｃ　ＪＰＹ－ＴＯＮＡ－ＯＩＳ　Ｃｏｍｐｏｕｎｄ　１日 （削る）	（適格金利スワップ取引の要件） 第９条　業務方法書第２条第１項第４７号に規定する当社が定める要件は、次に掲げるすべての要件（有価証券等清算取次ぎの委託に基づいて成立する清算参加者間の金利スワップ取引及び損失回避取引については、第１号を除くすべての要件）とする。ただし、第５号ｅからｇまでに掲げる事項の取扱いは、当社が公示により定める。 （１）　ＩＳＤＡ定義集又は２０００年版ＩＳＤＡ定義集に基づく金利スワップ取引であること。 （２）～（４）　（略） （５）　変動金利の決定方法が次のａからｇまでに掲げるものであり、かつ、変動金利の金利計算期間が当該ａからｇに定める期間であること。 （新設） （新設） （新設） ａ　ＪＰＹ‐ＬＩＢＯＲ‐ＢＢＡ　１か月、３

	か月又は６か月
ｄ　ＪＰＹ‐ＴＩＢＯＲ‐ＺＴＩＢＯＲ　１か月、３か月又は６か月	ｂ　ＪＰＹ‐ＴＩＢＯＲ‐ＺＴＩＢＯＲ　１か月、３か月又は６か月
ｅ　ＪＰＹ‐ＴＩＢＯＲ‐１７０９７　１か月、３か月又は６か月	ｃ　ＪＰＹ‐ＴＩＢＯＲ‐１７０９７　１か月、３か月又は６か月
ｆ　ＪＰＹ‐ＴＯＮＡ‐ＯＩＳ‐ＣＯＭＰＯＵＮＤ　１日	ｄ　ＪＰＹ‐ＴＯＮＡ‐ＯＩＳ‐ＣＯＭＰＯＵＮＤ　１日
ｇ　ＵＳＤ－ＬＩＢＯＲ－ＢＢＡ　１か月、３か月又は６か月	ｅ　ＵＳＤ－ＬＩＢＯＲ－ＢＢＡ　１か月、３か月又は６か月
ｈ　ＥＵＲ－ＥＵＲＩＢＯＲ－Ｔｅｌｅｒａｔｅ又はＥＵＲ－ＥＵＲＩＢＯＲ－Ｒｅｕｔｅｒｓ　３か月又は６か月	ｆ　ＥＵＲ－ＥＵＲＩＢＯＲ－Ｔｅｌｅｒａｔｅ又はＥＵＲ－ＥＵＲＩＢＯＲ－Ｒｅｕｔｅｒｓ　３か月又は６か月
ｉ　ＡＵＤ－ＢＢＲ－ＢＢＳＷ　３か月又は６か月	ｇ　ＡＵＤ－ＢＢＲ－ＢＢＳＷ　３か月又は６か月
（６）　（略）	（６）　（略）
（７）　想定元本及び決済通貨が次のａからｄに掲げる変動金利の決定方法の金利スワップ取引ごとに、当該ａからｄまでに定める通貨であること。	（７）　想定元本及び決済通貨が次のａからｄに掲げる変動金利の決定方法の金利スワップ取引ごとに、当該ａからｄまでに定める通貨であること。
ａ　ＪＰＹ－Ｅｕｒｏｙｅｎ　ＴＩＢＯＲ、ＪＰＹ－ＴＩＢＯＲ、ＪＰＹ－ＴＯＮＡ－ＯＩＳ　Ｃｏｍｐｏｕｎｄ、ＪＰＹ‐ＴＩＢＯＲ‐ＺＴＩＢＯＲ、ＪＰＹ‐ＴＩＢＯＲ‐１７０９７又はＪＰＹ‐ＴＯＮＡ‐ＯＩＳ‐ＣＯＭＰＯＵＮＤ　日本円	ａ　ＪＰＹ‐ＬＩＢＯＲ‐ＢＢＡ、ＪＰＹ‐ＴＩＢＯＲ‐ＺＴＩＢＯＲ、ＪＰＹ‐ＴＩＢＯＲ‐１７０９７又はＪＰＹ‐ＴＯＮＡ‐ＯＩＳ‐ＣＯＭＰＯＵＮＤ　日本円
ｂ～ｄ　（略）	ｂ～ｄ　（略）
（８）　契約期間が、次のａ及びｂに掲げる変動金利の決定方法の金利スワップ取引ごとに、当該ａ及びｂに定める日数以上であること。	（８）　契約期間が、次のａ及びｂに掲げる変動金利の決定方法の金利スワップ取引ごとに、当該ａ及びｂに定める日数以上であること。
ａ　ＪＰＹ－ＴＯＮＡ－ＯＩＳ　Ｃｏｍｐｏｕｎｄ又はＪＰＹ‐ＴＯＮＡ‐ＯＩＳ‐ＣＯＭＰＯＵＮＤ　７日	ａ　ＪＰＹ‐ＴＯＮＡ‐ＯＩＳ‐ＣＯＭＰＯＵＮＤ　７日
ｂ　（略）	ｂ　（略）
（９）　債務負担の申込みの日における終了日までの期間について、次のａからｄまでに掲げる金利スワップ取引ごとに、当該ａからｄまでに定める期間であること。	（９）　債務負担の申込みの日における終了日までの期間について、次のａからｄまでに掲げる金利スワップ取引ごとに、当該ａからｄまでに定める期間であること。
ａ　（略）	ａ　（略）
ｂ　変動金利としてＥＵＲ－ＥＵＲＩＢＯＲ－Ｔｅｌｅｒａｔｅ又はＥＵＲ－ＥＵＲＩＢＯＲ－Ｒｅｕｔｅｒｓであるものを対象とする	ｂ　変動金利としてＪＰＹ－ＴＩＢＯＲ－１７０９７、ＥＵＲ－ＥＵＲＩＢＯＲ－Ｔｅｌｅｒａｔｅ又はＥＵＲ－ＥＵＲＩＢＯＲ－Ｒｅ

金利スワップ取引　３日以上７，３１８日以内	ｕｔｅｒｓであるものを対象とする金利スワップ取引　３日以上７，３１８日以内
ｃ　変動金利としてＪＰＹ－Ｅｕｒｏｙｅｎ ＴＩＢＯＲ、ＪＰＹ－ＴＩＢＯＲ、ＪＰＹ－ＴＩＢＯＲ－ＺＴＩＢＯＲ、ＪＰＹ－ＴＩＢＯＲ－１７０９７又はＵＳＤ－ＬＩＢＯＲ－ＢＢＡであるものを対象とする金利スワップ取引（当該取引のうち、前ｂに掲げる取引に該当するものを除く。）　３日以上１０，９７１日以内	ｃ　変動金利としてＪＰＹ－ＴＩＢＯＲ－ＺＴＩＢＯＲ又はＵＳＤ－ＬＩＢＯＲ－ＢＢＡであるものを対象とする金利スワップ取引（当該取引のうち、前ｂに掲げる取引に該当するものを除く。）　３日以上１０，９７１日以内
ｄ　（略）	ｄ　（略）
（１０）　想定元本の金額が、一定であること又は金利スワップ取引の開始時に想定元本の逓減若しくは逓増方法を定め、当該方法による想定元本の逓減若しくは逓増の金額が当該金利スワップ取引の期間中には変わらないものであること及び次のａ及びｂに掲げる変動金利の決定方法の金利スワップ取引ごとに、当該ａ及びｂに定める事項を満たすこと。	（１０）　想定元本の金額が、一定であること又は金利スワップ取引の開始時に想定元本の逓減若しくは逓増方法を定め、当該方法による想定元本の逓減若しくは逓増の金額が当該金利スワップ取引の期間中には変わらないものであること及び次のａ及びｂに掲げる変動金利の決定方法の金利スワップ取引ごとに、当該ａ及びｂに定める事項を満たすこと。
ａ　変動金利としてＪＰＹ－Ｅｕｒｏｙｅｎ ＴＩＢＯＲ、ＪＰＹ－ＴＩＢＯＲ、ＪＰＹ－ＴＯＮＡ－ＯＩＳ　Ｃｏｍｐｏｕｎｄ、ＪＰＹ‐ＴＩＢＯＲ‐ＺＴＩＢＯＲ、ＪＰＹ‐ＴＩＢＯＲ‐１７０９７又はＪＰＹ‐ＴＯＮＡ‐ＯＩＳ‐ＣＯＭＰＯＵＮＤであるものを対象とする金利スワップ取引　１円以上４兆円未満であり、かつ、小数点以下の桁がすべて０であること。	ａ　変動金利としてＪＰＹ‐ＬＩＢＯＲ‐ＢＢＡ、ＪＰＹ‐ＴＩＢＯＲ‐ＺＴＩＢＯＲ、ＪＰＹ‐ＴＩＢＯＲ‐１７０９７又はＪＰＹ‐ＴＯＮＡ‐ＯＩＳ‐ＣＯＭＰＯＵＮＤであるものを対象とする金利スワップ取引　１円以上４兆円未満であり、かつ、小数点以下の桁がすべて０であること。
ｂ　（略）	ｂ　（略）
（１１）　日数計算がＩＳＤＡ定義集Ｓｅｃｔｉｏｎ　４．６．１（ｉｉ）から（ｖｉｉｉ）までに掲げるもの、２００６年版ＩＳＤＡ定義集Ｓｅｃｔｉｏｎ　４．１６（ｂ）から（ｈ）までに掲げるもの又は２０００年版ＩＳＤＡ定義集Ａｎｎｅｘ　Ａｒｔｉｃｌｅ４．１６（ｂ）から（ｆ）までに掲げるもののいずれかであること。	（１１）　日数計算がＩＳＤＡ定義集Ｓｅｃｔｉｏｎ　４．１６（ｂ）から（ｈ）までに掲げるもの又は２０００年版ＩＳＤＡ定義集Ａｎｎｅｘ　Ａｒｔｉｃｌｅ４．１６（ｂ）から（ｆ）までに掲げるもののいずれかであること。
（１２）　（略）	（１２）　（略）
（１３）　金利支払日に係る営業日として、次のａからｄまでに掲げる変動金利の決定方法の金利スワップ取引ごとに、当該ａからｄまでに定	（１３）　金利支払日に係る営業日として、次のａからｄまでに掲げる変動金利の決定方法の金利スワップ取引ごとに、当該ａからｄまでに定

める都市又は営業日が指定されていること（東京以外の都市が指定されている場合を含む。）。	める都市又は営業日が指定されていること（東京以外の都市が指定されている場合を含む。）。
ａ　変動金利としてＪＰＹ－Ｅｕｒｏｙｅｎ ＴＩＢＯＲ、ＪＰＹ－ＴＩＢＯＲ、ＪＰＹ－ＴＯＮＡ－ＯＩＳ　Ｃｏｍｐｏｕｎｄ、ＪＰＹ‐ＴＩＢＯＲ‐ＺＴＩＢＯＲ、ＪＰＹ‐ＴＩＢＯＲ‐１７０９７又はＪＰＹ‐ＴＯＮＡ‐ＯＩＳ‐ＣＯＭＰＯＵＮＤであるものを対象とする金利スワップ取引　東京	ａ　変動金利としてＪＰＹ‐ＬＩＢＯＲ‐ＢＢＡ、ＪＰＹ‐ＴＩＢＯＲ‐ＺＴＩＢＯＲ、ＪＰＹ‐ＴＩＢＯＲ‐１７０９７又はＪＰＹ‐ＴＯＮＡ‐ＯＩＳ‐ＣＯＭＰＯＵＮＤであるものを対象とする金利スワップ取引　東京
ｂ～ｄ　（略）	ｂ～ｄ　（略）
（１４）　金利更改日に係る営業日として、次のａからｄまでに掲げる変動金利の決定方法の金利スワップ取引ごとに、当該ａからｄまでに定める都市又は営業日が指定されていること（東京以外の都市が指定されている場合を含む。）。	（１４）　金利更改日に係る営業日として、次のａからｄまでに掲げる変動金利の決定方法の金利スワップ取引ごとに、当該ａからｄまでに定める都市又は営業日が指定されていること（東京以外の都市が指定されている場合を含む。）。
ａ　変動金利としてＪＰＹ－Ｅｕｒｏｙｅｎ ＴＩＢＯＲ、ＪＰＹ－ＴＩＢＯＲ、ＪＰＹ－ＴＯＮＡ－ＯＩＳ　Ｃｏｍｐｏｕｎｄ、ＪＰＹ－ＴＩＢＯＲ－ＺＴＩＢＯＲ、ＪＰＹ‐ＴＩＢＯＲ‐１７０９７又はＪＰＹ‐ＴＯＮＡ‐ＯＩＳ‐ＣＯＭＰＯＵＮＤであるものを対象とする金利スワップ取引　東京	ａ　変動金利としてＪＰＹ－ＴＩＢＯＲ－ＺＴＩＢＯＲ、ＪＰＹ‐ＴＩＢＯＲ‐１７０９７又はＪＰＹ‐ＴＯＮＡ‐ＯＩＳ‐ＣＯＭＰＯＵＮＤであるものを対象とする金利スワップ取引　東京
ｂ・ｃ　（略）	ｂ・ｃ　（略）
ｄ　変動金利としてＵＳＤ－ＬＩＢＯＲ－ＢＢＡであるものを対象とする金利スワップ取引　ロンドン	ｄ　変動金利としてＪＰＹ‐ＬＩＢＯＲ‐ＢＢＡ又はＵＳＤ－ＬＩＢＯＲ－ＢＢＡであるものを対象とする金利スワップ取引　ロンドン
（１５）　（略）	（１５）　（略）
（ＩＳＤＡ定義集の変更、修正又は追加に係る当社の指定） 第１１条　業務方法書第２条第１項第７２号に規定する当社が定める２０２１　ＩＳＤＡ　Ｉｎｔｅｒｅｓｔ　Ｒａｔｅ　Ｄｅｒｉｖａｔｉｖｅｓ　Ｄｅｆｉｎｉｔｉｏｎｓの変更、修正又は追加は、ＩＳＤＡが公表した変更、修正又は追加（当社が公示により定めるものを除く。）とする。	（ＩＳＤＡ定義集の変更、修正又は追加に係る当社の指定） 第１１条　業務方法書第２条第１項第７２号に規定する当社が定める２００６　ＩＳＤＡ　Ｄｅｆｉｎｉｔｉｏｎｓの変更、修正又は追加は、ＩＳＤＡが公表した文書による変更、修正又は追加（当社が公示により定めるものを除く。）とする。
（清算約定の内容等） 第２９条　（略）	（清算約定の内容等） 第２９条　（略）
２　業務方法書第５１条第１項の規定により清算約定に対してＩＳＤＡ基本契約及びＩＳＤＡ定義集	２　業務方法書第５１条第１項の規定により清算約定に対してＩＳＤＡ基本契約及びＩＳＤＡ定義集

を適用するにあたり必要な読替えその他の事項は、次に定めるとおりとする。	を適用するにあたり必要な読替えその他の事項は、次に定めるとおりとする。
（１）　（略）	（１）　（略）
（２）　変動金利の決定方法のうちＪＰＹ－ＴＩＢＯＲ－Ｚ　ＴＩＢＯＲ、ＪＰＹ－ＴＩＢＯＲ－１７０９７及びＪＰＹ－ＴＯＮＡ－ＯＩＳ－ＣＯＭＰＯＵＮＤは、それぞれＪＰＹ－Ｅｕｒｏｙｅｎ　ＴＩＢＯＲ、ＪＰＹ－ＴＩＢＯＲ及びＪＰＹ－ＴＯＮＡ－ＯＩＳ　Ｃｏｍｐｏｕｎｄと読み替える。	（新設）
（３）　前２号に規定するほか、清算約定に対してＩＳＤＡ基本契約及びＩＳＤＡ定義集を適用するにあたり必要な読替えは、当社が公示により定めるところによる。	（２）　前号に規定するほか、清算約定に対してＩＳＤＡ基本契約及びＩＳＤＡ定義集を適用するにあたり必要な読替えは、当社が公示により定めるところによる。
３　（略）	３　（略）
付　則	
１　この改正規定は、令和３年１２月６日（以下「施行日」という。）から施行する。	
２　前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合、施行日以後の当社が定める日から施行する。	
３　施行日の前ＪＳＣＣ営業日の業務終了時点におけるＪＰＹ－ＬＩＢＯＲ－ＢＢＡを変動金利の決定方法とする清算約定について、当社が定めるところにより、施行日に変動金利の決定方法をＪＰＹ－ＴＯＮＡ－ＯＩＳ　Ｃｏｍｐｏｕｎｄへと変更する（以下「ＯＩＳ一括変換」という。）。	
４　前３項の規定にかかわらず、令和３年１２月３１日までに最終の変動金利の確定がなされる清算約定については、ＯＩＳ一括変換は実施しない。この場合における当該清算約定の取扱いについては改正後の第９条の規定にかかわらず、なお従前の例による。	
５　第１項及び第２項の規定にかかわらず、スワップション（権利取得者（当該スワップションを付与された者をいう。）の意思表示により当事者間	

において、金利スワップ取引を成立させることができる権利をいう。以下同じ。）の権利行使によって生成されるＪＰＹ－ＬＩＢＯＲ又はＪＰＹ－ＬＩＢＯＲ－ＢＢＡを変動金利の決定方法とする金利スワップ取引について令和３年１２月３０日までに債務負担の申込みがなされた場合、その取扱いについては改正後の第９条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、「ＪＰＹ－ＬＩＢＯＲ－ＢＢＡ」とあるのを「ＪＰＹ－ＬＩＢＯＲ」と読み替えて同条の規定を適用する。 ６　前項の規定により債務負担された、令和３年１２月３０日の業務終了時点におけるＪＰＹ－ＬＩＢＯＲを変動金利の決定方法とする清算約定については、当社が定めるところにより、令和４年１月４日に、変動金利の決定方法をＪＰＹ－ＴＯＮＡ－ＯＩＳ　Ｃｏｍｐｏｕｎｄへと変更する（以下「ＯＩＳ一括変換（スワップション権利行使分）」という。）。 ７　ＯＩＳ一括変換（スワップション権利行使分）の実施以降にスワップションの権利行使によって生成されるＪＰＹ－ＬＩＢＯＲ又はＪＰＹ－ＬＩＢＯＲ－ＢＢＡを変動金利の決定方法とする金利スワップ取引について債務負担の申込みがなされた場合、当面の間、当社が定める方法によりＪＰＹ－ＴＯＮＡ－ＯＩＳ　Ｃｏｍｐｏｕｎｄを変動金利の決定方法とする金利スワップ取引へと変更した上で債務負担する旨の申込みがなされたものとみなし、当社は係る変更及び債務負担を行う。	

金利スワップ取引清算業務に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
（手数料の種類） 第２条　業務方法書第１６条に規定する当社が定める手数料は、基本料、円貨建清算約定及び外貨建清算約定に係る清算手数料、コンプレッション手数料、クライアント・クリアリング手数料、口座開設手数料、外貨決済手数料、クロスマージン手数料、ポジション移管手数料、コラテラル手数料並びに取引報告手数料とする。	（手数料の種類） 第２条　業務方法書第１６条に規定する当社が定める手数料は、基本料、円貨建清算約定及び外貨建清算約定に係る清算手数料、コンプレッション手数料、クライアント・クリアリング手数料、口座開設手数料、外貨決済手数料、クロスマージン手数料、ＬＩＢＯＲライセンス手数料、ポジション移管手数料、コラテラル手数料並びに取引報告手数料とする。
第５条の６及び第５条の７　削除	第５条の６　削除
（削る）	（ＬＩＢＯＲライセンス手数料） 第５条の７　各月のＬＩＢＯＲライセンス手数料は、自己取引口座及び委託取引口座ごとに、変動金利としてＪＰＹ－ＬＩＢＯＲ－ＢＢＡ又はＵＳＤ－ＬＩＢＯＲ－ＢＢＡを対象とする清算約定について、当社が公示により定める債務負担の申込みの日における終了日までの期間に応じて、当該各月に成立した清算約定（業務方法書第５３条に規定する取引毎コンプレッション、同第５３条の２に規定するクーポン・ブレンディング、同第５３条の２の２に規定する一括コンプレッション、同第５３条の２の３に規定する参加者提案型コンプレッション又は同５３条の２の４に規定するＪＳＣＣ提案型コンプレッションにより成立した清算約定を除く。）の想定元本の通貨ごとの合計額（外貨建清算約定に係る合計額にあっては、当社が公示により定める為替相場の気配値を用いて日本円に換算した額の合計額とする。）に、当社が公示により定める値を乗じた金額を１，０００，０００で除した額の総額とする。
（手数料の支払時期等） 第７条　清算参加者は、毎月分の基本料、円貨建清算約定及び外貨建清算約定に係る清算手数料、コンプレッション手数料、クライアント・クリアリング手数料、口座開設手数料、外貨決済手数料、	（手数料の支払時期等） 第７条　清算参加者は、毎月分の基本料、円貨建清算約定及び外貨建清算約定に係る清算手数料、コンプレッション手数料、クライアント・クリアリング手数料、口座開設手数料、外貨決済手数料、

ポジション移管手数料並びにクロスマージン手数料の合計額を、翌月２０日（同日が当社営業日でない場合には、翌当社営業日）までに、消費税及び地方消費税相当額を加算して当社に支払うものとする。	ＬＩＢＯＲライセンス手数料、ポジション移管手数料並びにクロスマージン手数料の合計額を、翌月２０日（同日が当社営業日でない場合には、翌当社営業日）までに、消費税及び地方消費税相当額を加算して当社に支払うものとする。
２・３　（略）	２・３　（略）
付　　則	
１　この改正規定は、令和４年１月４日から施行する。ただし、第６項及び第７項の規定は、令和３年１１月１９日から施行する。	
２　前項本文の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和４年１月４日以後の当社が定める日から施行する。	
３　第１項の規定にかかわらず、令和３年１２月に成立した清算約定に係るＬＩＢＯＲライセンス手数料については改正前の第５条の７及び第７条第１項の規定を適用する。この場合において、令和３年１２月６日以降に成立した清算約定に対する改正前の第５条の７の規定の適用については、「ＪＰＹ－ＬＩＢＯＲ－ＢＢＡ」とあるのは「ＪＰＹ－ＬＩＢＯＲ」と読み替えて適用する。	
４　金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い令和３年１２月６日改正付則第３項の規定によるＯＩＳ一括変換及び同改正付則第６項の規定によるＯＩＳ一括変換（スワップション権利行使分）について、清算参加者は、変換対象の清算約定（委託分を含む。）ごとに、１件あたり３，５００円を当社に支払うものとする。	
５　同改正付則第７項の規定によりＪＰＹ－ＴＯＮＡ－ＯＩＳ　Ｃｏｍｐｏｕｎｄを変動金利の決定方法とする金利スワップ取引へと変更した場合（委託分を含む。）には、清算参加者は変更１件あたり３，５００円を当社に支払うものとする。	
６　令和３年１０月末時点及び同年１１月末時点におけるＪＰＹ－ＬＩＢＯＲ－ＢＢＡを変動金利の	

決定方法とする清算約定（委託分を含み、クライアント･クリアリングに係る分を除く。）について、清算参加者は、清算約定ごとに、１件あたり５００円を当社に支払うものとする。 ７　第４項の手数料の支払いについては、令和４年１月２０日までに消費税及び地方消費税相当額を加算して当社に支払うものとし、第５項の手数料の支払いについては、当該変更が行われた月の翌月２０日（同日が当社営業日でない場合には、翌当社営業日）までに消費税及び地方消費税相当額を加算して当社に支払うものとし、前項の手数料の支払いについては、令和３年１０月末時点における清算約定については同年１１月２２日までに、同年１１月末日時点における清算約定については同年１２月２０日までに、消費税及び地方消費税相当額を加算して当社に支払うものとする。	